ごぞんじですか ここにこんな相談所が いつでも気軽るにどうぞ

◇……いろいろな不平、不満、要求、悩みなどがありながら、どこで相談してよいかわからない―という人はありませんか。こんな人には、つぎのような無料の相談所がありますので、いつでも気軽るにお出かけください。相談された内容が他にもれることは絶対ありません。……◇

心配ごと相談所

この相談所は、すべての心配ごとの相談を受け、その場で解決できるものはすぐ解決し、そうでないものはあとでその結果を連絡することになっています。

これは、三十八年十一月から、市社会福祉協議会が行なっているものです。

1.とき　毎週水曜日の午後一時から五時まで。

2.ところ　市内中央通り市福祉事務所で行ないます。

3.相談を受ける人　川瀬平一郎（所長＝五六ノ町）小林庄吉（新飯田仲町）鳥木鉄眼（上茨）荒海誠之輔（庄瀬）五十嵐伊三郎（堀掛）小林虎猪二（西笠巻新田）長谷川常吉（高井興野）谷太一郎（四ノ町）

身障者の結婚相談所

ここには、会長を含めた二十六人の相談員がおり、身体障害者のすべての結婚問題について相談を受けるもので、結婚希望者から相談があると職業安定所などと連絡をとりながら、適切な助言、援助、紹介を行ないます。

1.とき　毎月第一水曜日の午前九時から午後五時までですが、相談員の自宅へ行けばいつでも相談できます。

2.ところ　福祉事務所。

3.相談できる人　身体障害者はもちろん、身障者に理解のある人なら相談できます。

4.相談を受ける人　狩谷藤次郎（会長＝沖新保）竹石忠次（副会長＝下八枚）長沼武一（新飯田上吉上）石田豊実（菱潟新田）山田七兵衛（茨曽根）石橋吉衛（櫛笥）熊倉時雨一郎（小蔵子）小柳精三郎（犬帰新田）木村喜一（西笠巻新田）花岡一栄（能登）橋本獅子太郎（山崎興野）田村正（浦梨）中島政五郎（庚）川瀬平一郎（五六ノ町）大野ヒサエ（新飯田上中村）西山了空（庄瀬下町）古寺市平（下木山）坂井賢輔（東笠巻）武藤真竜（鷲ノ木新田）関根節（水道町）平山郎雄（中塩俵）吉原ミサホ（東笠巻）吉岡テイ（戸石新田）小林いゐ（新飯田横町二）

交通事故相談所

交通事故がふえてきたため事故にあった人の①示談のもつれ②損害賠償などすべての交通事故の相談に応じようということしの五月からスタートしました。

1.とき　毎月第三月曜日の午前十時から午後三時まで。

2.ところ　産業厚生会館。

3.相談を受ける人　県の相談所につとめる専門の職員。

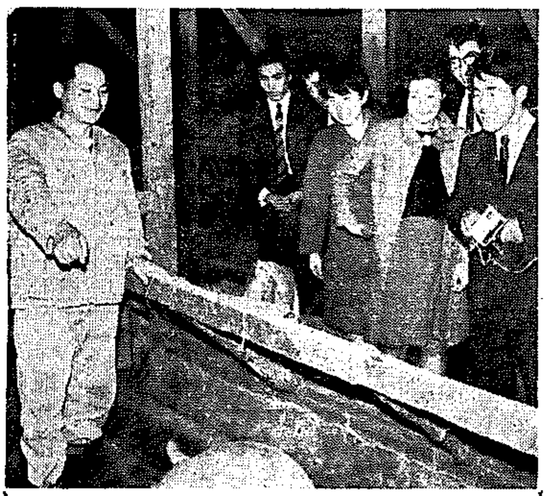

協栄農場を視察する奈井江町の青年と説明する須田さん

北海道の青年 市の農業を視察

十一月二十六日、北海道の奈井江町から六人の農業青年が当市を訪れ、市の農業青年と話し合ったり、農業を視察したりしました。二十六日は市の農業青年十二人と話し合い、その中で「奈井江は水田単作で、大きいところは二十二㌶も経営している」と話し、市の青年を驚かせていました。二十七日は、ライスプラント、鷲巻のハウスそ菜、大郷の梨、新飯田の果樹観光園、養豚の協栄農場などを視察し、そのあとで「白根の青年が農業について勉強しているのと、果樹や養豚などを取り入れているのに驚いた」と感想を話していました。

行政相談所

国、県、市などの行政上の不満などを聞いて、これからの行政に参考にしたり、改めたりするために開いているものです。

1.とき　相談日は決まっていませんが、だいたい年四回開きます。相談日以外のときでも、相談員の自宅へおたずねください。

2.相談する内容　衛生、公害、道路、河川、教育、登記、生活保護、恩給、年金、失業労災保険、健康保険、許可、認可、税金、農地、電話、鉄道、郵便、その他行政上のすべての問題

3.相談を受ける人　関根慶吉（諏訪ノ木）

人権法律相談所

憲法で保障されている基本的人権がおかされている人はいないかどうか―もし、おかされている人があって、その人から相談があると、その事情を調べて適切な方法で解決してゆこうというものです。

1.とき　相談日は決まっていませんが、だいたい年三回開かれます。そのほか、相談日でなくても、相談員の自宅へいつでもお出かけください。

2.相談する内容　自由が束縛されている、人身売買、村八分、強制や圧迫、教育を受ける権利の侵犯、酷使虐待、生活権などの侵犯、借地、借家、登記、戸籍、供託、金銭関係、その他の民事、刑事の一般法律相談、訴訟扶助など

3.相談を受ける人　堤正男（七軒）五十嵐久四郎（三ノ町）

消費者相談

消費生活懇談会は、消費生活についていろいろな問題の相談を受け、消費者の声を行政に反映させようと、ことしから消費者相談をはじめました。

相談があると、市で処理するものと国や県で処理するものとを分け、その結果を消費者や業者に連絡して解決してゆきます。

1.とき　いつでもけっこうです。

2.ところ　市役所の商工課か相談員のどちらでもけっこうです。

3.相談を受ける人　赤塚マセ（新飯田下吉上）鈴木ヨリ（次郎右エ門興野）渡辺ナカ（下茨）金子フミ（戸頭）佐藤梅子（中山）土田シュウ（東笠巻）田辺テン（上鷲ノ木）渋谷千代（山崎興野）大谷定子（砂押）星野ハナ（中央通り）渡辺キシ（七軒）

農地相談室

農業委員会は、農地関係のすべての問題の相談に応じようと相談室を開いています。

1.とき　毎月一回開かれています。

2.ところ　市内の六駐在室

3.相談の内容　農地の売買交換、転用など。

就業相談所

農家の労働力調整などをやってゆこうと、農業委員会がはじめたものです。

1.とき　いつでもけっこうです。

2.ところ　農業委員会で開かれます。

3.相談する内容　農繁期、農閑期などの職業あっせんや出かせぎ、経営などの相談に応じます。

4.相談を受ける人　農業委員会の職員が行ないます。

あなたの番号（950-12 950-14）忘れずに

元旦配達 22日まで出した年賀状

十二月も中旬にはいりましたので、もう年賀状を書いた人、これから書こうとする人があると思います。

そこで、年末の郵便物の混雑をスムーズに処理するため郵便局ではつぎのことを呼びかけています。

番号を知らせるチャンス

郵便番号制度が実施されたのは七月一日ですから、それから四カ月が過ぎたことになります。この四カ月で、相手の番号を書くのはほとんど守られるようになりましたが、差し出し人である、あなたの番号を書くことはまだ守られていません。

自分の番号を書いて出すことは、相手に番号をさがす手間をかけさせず親切なことであると同時に、番号を知らせる絶好のチャンスでもあります。

相手の番号はもちろん、自分の番号も忘れずに書きましょう。

15日から局の窓口に郵便番号のスタンプが

局では、差し出し人の郵便番号を記入してもらうため、局の窓口に、当市の郵便番号を書いたスタンプを用意することにしましたので、自分の住所の前に押してから出してください。

また局から離れている地域は、住所の前に自分の番号を書いてから出してください。

年賀状の受け付けは28日まで

年賀状の受け付けは、十二月十五日から二十八日まで行なわれます。しかし、二十二日までに出した年賀状は元旦に配達されますが、それ以後に出した場合は元旦につかないこともありますので、二十二日までに出してください。

小包の場合は、やはり相手と差し出し人の郵便番号を書いて、荷造りをしっかりして荷札を二枚つけ、十二月十五日までに出してください。

なお、年賀状を出す場合は自市あて、県内、県外あてに分けて出してください。

アッ!危ない

【成人病その6】血圧

狭心症とはどんな病気でその発作を防ぐにはどうしたらよいですか。

からだの中でポンプのはたらきをしているのが心臓ですので、その心臓を養っている血管（冠状動脈）に動脈硬化などが起こって、動脈がせまくなったり、一時的にケイレンを起こしたりすると、心臓に酸素や栄養分が不足するため、働きが弱まります。

狭心症の発作 酸素や栄養の不足で

このため、胸の中央部やみぞおちに、しめつけられるような、ひきさかれるような、いまにも死にそうな痛みが起こります。

この痛みは、左の肩やひじさらに手の内側まで伝わることがあり、意識ははっきりしていますが、ひや汗が出て、アクビがつづきます。

このような症状を狭心症の発作といいます。この発作が冠状動脈のけいれんで起こったときは、症状は長くつづかないでなおります。

この狭心症の発作が冠状動脈のつまったために起こった場合を心筋こうそくといって、医学的には狭心症とは区別しており、この方は生命の危険のあることがあります。

心筋こうそくなどの心臓の病気は高血圧と関係があるのですか。

高血圧は血管の異常ですから、ポンプの病気である心臓病とは、いちおう切り離して考えなければなりません。

しかし血管は、異常（動脈硬化）が起こり血液が流れにくくなると、それだけ心臓は強い力を出さなければならなくなりますから、その限度以上になると心臓にガタがきます。このほか、心臓を養っている冠状動脈が硬化する病気（前にいいました狭心症や心筋硬そく）も間接的に高血圧とつながりがあります。弁膜症や細菌の感染による心臓病は、高血圧と関係ありません。

お知らせ

新有権者の感想文を募集

明るく正しい選挙推進協議会は、つぎのような方法で新有権者の感想文を募集しています。応募希望者は期限までに申し込みください。

1.内容　新有権者としての民主政治、とくに選挙に対する自覚を書いたもので表題は自由です。

2.締め切り日　四十四年一月三十一日

3.提出先　新潟市学校町通り一番町県選挙管理委員会

4.入選決定　四十四年三月中旬の予定です。

5.賞状と賞金　一等（一点）＝二万円、二等（二点）＝一万円、三等（三点）＝五千円、佳作（若干）＝二千円

12月20日 行政相談所

つぎのような方法で「行政相談所」が開かれます。つぎのような問題でこまっているかたは、気軽るにご相談ください。相談された内容が他にもれることは絶対ありません。

1.とき　十二月二十日(金)午後一時から四時まで。

2.ところ　産業厚生会館

3.相談の内容　公害、衛生、税金、道路、河川、生活保護、登記、その他国、県、市などのしごとの不満や要望。

こん月は保険料完納月間

社会保険事務所は、十二月を「保険料完納月間」と決めて、事業主の協力を呼びかけています。健康保険、厚生年金保険、船員保険などの社会保険の給付金は、事業主（船員保険の場合は船舶所有者）と被保険者が負担する保険料でまかなわれていますので、忘れずにお納めください。

こん月の納税メモ

国民健康保険税第四期分と固定資産税第四期分の納期は十二月三十一日です。忘れずにお納めください。なお、国民健康保険税四期分の納税通知書は、第三期分の通知書といっしょに送ってありますので、保険税を納めるときは忘れずに持ってきてください。

農地相談室 相談日を変更

十一月十日号の「十二月の農地相談室」の中で、新飯田の相談日が十八日になっていましたが、十二月十七日に変更されました。

民生委員が改選されました

十一月三十日任期満了となった民生委員に、つぎのかたが再任または新任されました。民生委員は児童委員と生活相談員も兼ねており民生委員は厚生大臣から、児童委員は県知事から、生活相談員は市長からそれぞれ委嘱されました。相談したいかたは、近くの民生委員へ気軽るに相談ください。

小林庄吉（新飯田仲町）大野ヒサエ（同中村）知野辰二（同上新田甲）鳥木鉄眼（上茨）山崎美枝（東萱場）竹山久七（新村）島倉平悦（真木新田）西山了空（庄瀬下町）星勉（次郎右エ門興野）真保菊枝（庄瀬）平山ギン（下道潟）古寺市平（下木山）藤宮平太郎（平潟）斉藤ツノ（戸頭）暉哲門（臼井）大場一雄（中山）内山熊一（戸石新田）川島武夫（臼井）田中秀雄（松橋）平山郎雄（中塩俵）長谷川常吉（高井興野）星孫七（山崎興野）武藤真竜（鷲ノ木新田）龍島島雄（上鷲ノ木）岡村ミツ（西笠巻）阿部久市（西笠巻新田）坂井賢輔（東笠巻）広野忠作（上大郷）中山善一（類ケ通り）渋川悦子（犬帰新田）谷太一郎（四ノ町）生野藤平（魚町）星野達一郎（諏訪木）細海時太郎（みの口）桜沢喜作（二ノ町）岡田功（鯵潟）渡辺ミ子（能登）関根節（水道町）星野下枝（中央通り）桜沢キヨ（桜町）斉藤カツ（五六ノ町）